

不利益処分に関する処分基準 個票

地域振興部 スポーツ課

不利益処分の内容	栃木市地域運動広場の利用承認の取消し	
根拠法令等及び条項	栃木市地域運動広場条例第7条	
処分基準	根拠条項	栃木市地域運動広場条例第7条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 令和 3年 4月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市地域運動広場条例抜粋 (承認の取消し等)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認を取り消し、又は利用を中止し、若しくは制限することができる。</p> <p>(1) 利用者が、この条例又は条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 利用者が、利用承認の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。</p>	